

# 静岡地方最低賃金審議会

## 第397回静岡地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年8月12日(火)午後1時00分～午後2時32分

2 場 所 静岡地方合同庁舎 4階共用大会議室

### 3 出席者

【委 員】公益代表委員 岩崎委員、笠原委員、丹羽委員、畠委員、柳川委員  
労働者代表委員 内山委員、土屋委員、平野委員、福田委員、丸山委員  
使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、田中委員、藤田委員、松岡委員  
【事務局】静岡労働局 國分労働局長、神田労働基準部長、藤原賃金室長、  
河合賃金室長補佐、佐藤賃金指導官、重信専門監督官

### 4 議 事

- (1) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (2) 最低賃金法第25条第5項の規定に基づく関係労使の意見聴取について
- (3) 特定最低賃金改正決定等の必要性の有無について( 詮問 )
- (4) その他

### 5 配付資料

資料番号1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

資料番号2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会配付資料

- 2-1 主要統計資料
- 2-2 足下の経済状況等に関する補足資料
- 2-3 令和6年賃金改定状況調査結果
- 2-4 生活保護と最低賃金
- 2-5 地域別最低賃金額、未満率及び影響率
- 2-6 賃金分布に関する資料
- 2-7 最低賃金に関する調査研究
  - 「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年)の概要(速報)(調査実施期間:労働政策研究・研修機構(JILT))

- ・「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2025年）の概要（速報）（調査委託先：（株）ナビット）
- 2-8 仁平委員提出資料（第2回小委員会）
- ・パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移
- 2-9 委員からの追加要望資料
- 資料番号3 静岡県内政令指定都市の消費者物価指数（令和7年6月報）
- 資料番号4 静岡市における消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」が含まれる中分類の項目）の対前年上昇率の推移
- 資料番号5 令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果報告（地域別最低賃金分）
- 資料番号6 毎月勤労統計調査地方調査結果（令和7年5月分）
- 資料番号7 最近の静岡県金融経済の動向（2025年7月）
- 資料番号8 法人企業景気予測調査（静岡県の概要）（令和7年4-6月期調査）
- 資料番号9 静岡県企業倒産集計 2025年上半期報
- 資料番号10 静岡県企業倒産集計 2025年6月報
- 資料番号11 静岡県内の最近の雇用情勢（令和7年6月分）
- 資料番号12 最低賃金法第25条第5項に基づく関係労使の意見提出状況
- 資料番号13 静岡県最低賃金専門部会委員名簿
- 資料番号14 令和7年度特定最低賃金改正等申出一覧表
- 資料番号15 静岡地方最低賃金審議会における審議公開と意見陳述の実施を求める要請書（写）（静岡県労働組合評議会・静岡県労働組合共闘会議）

## 6 議事内容

### 事務局（佐藤賃金指導官）

ただ今から、第397回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

本会議は公開となっており、本日6名の傍聴人の方がいらっしゃっております。傍聴人の方々は審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

報道の皆様、カメラ撮りにつきましては、恐れ入りますが本日は頭撮りのみとさせていただきます。中ほどで諮詢を行う場面につきましては、写真撮影のみ、していただいて差支えございません。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、頭撮りはよろしいでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の計15名の委員、全員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行は会長にお願いいたします。

### 公益代表委員（畠会長）

皆様、猛暑の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

中央最低賃金審議会の審議の結果を受けて、各地の最低賃金審議会の議論が始まっております。ここ静岡でもこれから審議を進めてまいりますが、審議の際には皆様の御協力を賜りたく存じますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事 1 の令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。

8 月 4 日に開催された、中央最低賃金審議会において答申がありました。令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について、事務局からその内容を報告してください。

### 事務局（藤原賃金室長）

それでは、中央最低賃金審議会から示されました、本年度の地域別最低賃金額改定の目安について、お伝えいたします。

お手元の資料 1「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を御覧ください。こちらは、8 月 4 日付け藤村中央最低賃金審議会長から、福岡厚生労働大臣あての答申文です。別紙 1 の公益委員見解と参考資料、別紙 2 に小委員会報告が添付されています。別紙 1 の公益見解に「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」の表がございます。今年度は、A ランク、B ランクは目安 63 円、C ランクは 64 円です。

B ランクである静岡県は目安額 63 円となります。現行の静岡県の最低賃金 1,034 円からしますと、6.09% の引上げ率という事になります。

これら答申文のポイント、並びに、公益委員見解、小委員会報告について、藤村中央最低賃金審議会長よりビデオメッセージが届いておりますので、御視聴ください。

### （ビデオメッセージ視聴）

皆様、こんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村と申します。

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和 7 年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただきたいと思います。

さて、最低賃金は、最低賃金法第 1 条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としています。通常の賃金とは異なり、個別の団体等の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の 3 要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めてお伝えしておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の 3 要素を求めております。労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっています。また、生活保護に係る施策との整

合性に配慮することも法定されています。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっています。また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮詢の際に求められていることから、それも無視できない項目になっております。具体的には、中長期の金額目標と、地域間格差是正になります。

次に目安について、御説明をしたいと思います。令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることであれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもありうるものであると考えています。地方最低賃金審議会におかれでは、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参照し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定をしていただきたいと思っております。

では、今年度の目安のポイントを御説明したいと思います。

今年度の目安についても3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねて参りました。3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるわけですが、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視すること、そのことに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目いたしました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて御説明いたします。まず「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきました。それとともに、今年度の物価について丁寧に議論をし、足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていることを公労使で確認いたしました。しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。そういう中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようという議論になり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにしました。具体的には、「頻繁に購入する品目」「1か月に1回程度購入する品目」「基礎的支出項目」「食料」の4つです。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を

除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でしたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案しました。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げると、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%との高い水準になっております。

3要素の2番目、「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認されました。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致したところです。

最後に、3つ目の「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されており、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、その他、売上高経常利益率等も確認いたしました。その際、資本金規模が1,000万円未満の企業が厳しいという結果のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識しましたが、全体として支払能力は改善傾向にあると考えました。

さて、今年度示した目安についてですが、これまでの説明と重複はありますが、協調したい点ですので、申し上げます。3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目しました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところです。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求める政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれております。中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だと意識してまいりました。そういった中、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。具体的には、Aランク63円・率5.6%、Bランク63円・率6.3%、Cランク64円・率6.7%といたしました。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめています。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれている

ので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中ありました。これについては、早速労働局には伝達されると承知していますので、適宜参考にされたいと思います。

次は、発効日についてです。発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっています。こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう、中央最低賃金審議会の公益委員として、要望したいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に、これからも注目をしていきたいと思います。

以上、私からのメッセージでした。

(ビデオメッセージ視聴終了)

### 事務局（藤原賃金室長）

御清聴ありがとうございました。中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージでございました。今御覧いただきました藤村会長からのメッセージを踏まえ、本審議会でも御審議賜りたいと存じます。よろしくお願ひします。

では、引き続き、本日配付いたしました資料について、簡単に御説明させていただきます。

資料2に中央最低賃金審議会目安に関する小委員で配付された各種資料を入れさせていただきました。2-1～2-9まであります。

資料1の公益見解の資料と重複するものもございます。御了承ください。また、小委員会で配られた資料の内、「資料2-1 主要統計資料」と資料2-2「足下の経済状況等に関する補足資料」については、第2回目以降の小委員会で一部最新のデータを配付されたものもありますので、更新された部分は最新の資料に差し替えてあります。2-2足下の経済状況等に関する補足資料の前半、1ページから30ページまでには、各春季賃上げ妥結状況や産業別の経常利益率、業況判断、企業物価指数の推移、消費者物価指数の推移、倒産の動向などが示されています。特に資料2-9は「委員からの追加要望資料」です。2-1から2-4ページは、公益見解の資料ともなったものです。先ほど、ビデオメッセージにもありました参考資料が入っておりますので、御参考にしていただけると幸いです。消

費者物価指数の上昇率の推移などもございます。

資料 3 以降は、静岡県の資料となります。

資料 3 と 4 は、生計費の資料です。資料 3 の「静岡県内政令指定都市の消費者物価指数（令和 7 年 6 月報）」は、中央最低賃金審議会の審議で用いました「持ち家の帰属家賃を除く総合」を御確認いただけます。静岡市は 6 ページと 13 ページに記載があります。前年同月比 4.0% となっております。

資料 4 「静岡市における消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」が含まれる中分類の項目）の対前年上昇率の推移」は、中央最低賃金審議会の目安小委員会での審議に用いられた資料を、当審議会でも審議すべく準備したものです。「静岡市における」とありますのは、この総務省公表の「消費者物価指数」は各都道府県の県庁所在地のデータのみ公表されているためです。ただし、静岡市のデータは「中分類」までしか公表されていないため、「静岡市の「頻繁に購入する品目」が含まれる中分類の項目の消費者物価指数（前年同月比）の数値」を使用しました。この数値では、2024 年 10 月～2025 年 6 月は 6.18% でした。

次に、賃金の資料として資料 5、6 を御用意しました。まずは、資料 5 「令和 7 年度最低賃金に関する基礎調査結果報告」を御覧ください。静岡県内の賃金の結果報告です。本調査は、本審議の資料とすべく、県内の低賃金労働者の実態把握を目的として、毎年 6 月 1 日現在で行っている調査です。調査範囲と調査対象は、製造業では労働者 100 人未満、ここに記されたその他の業種につきましては、30 人未満の事業所を対象としております。本年度の有効回答件数は、909 事業所です。

調査結果はまず、2 ページの「時間額に対するその該当労働者数の分布と累積度数分布」です。グラフの横軸は時間給ですが、最も多いのは 1,030 円台で、その内訳は、県最賃である 1,034 円がほとんどでした。

次の 3 ページは、「規模別・性別賃金（時間額）分布の特性値」の表です。左から 2 番目「総計」の欄を御覧ください。一番上の「未満率 2.3%」の数字は、現行の地域別最低賃金額 1,034 円未満者の割合です。その下の「未満労働者数」は、調査から復元した値となっております。規模別、性別の内訳は、御覧の数字のとおりです。

4 ページは、「年別賃金（時間額）分布の特性値の推移」です。表の右から 2 列目が「未満率」の推移となっていて、一番下の数値 2.3% が、先ほど説明した、現行の時間額 1,034 円を下回る労働者の人数割合です。昨年に比べ上がっておりました。

続いて、5～7 ページは、「静岡県最低賃金額改定による影響率」です。この表は、現行の静岡県最低賃金額から 1 円ずつ引き上げた場合の、1 円毎の影響率と復元した値ベースの影響労働者数をプラス 90 円までの範囲で表したものとなっています。仮に、目安額 63 円の引上げとなった場合の影響率は、29.8% となり、昨年の影響率 28.7% を上回る影響があることになります。

8 ページは、「業種別未満労働者」の「調査実数」の一覧です。項目の「未満労働者数」は復元前の実数を載せています。

「令和7年度最低賃金に関する基礎調査」の静岡県分の説明は以上です。

資料 6「毎月勤労統計調査地方調査結果 令和7年5月分」です。県が7月31日に発表しました本年5月分のものです。前年同月比で、名目賃金指数は上がっていますが、実質賃金指数は減少、12か月連続で前年同月を下回っています。

続きまして、資料 7、資料 8は県内の経済状況についての資料です。

資料 7「最近の静岡県金融経済の動向(2025年7月)」は、日銀静岡支店から7月18日に公表されたものです。金融経済の動向の判断では、「県内の景気は一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに回復している。6月短観をみると、企業の業況感は概ね横ばいとなっています。」とされております。

資料 8に「法人企業景気予測調査(静岡県の概要)(令和7年4-6月期調査)」を御用意いたしました。東海財務局静岡事務所が6月12日に公表した、本年4から6月の景気調査の結果です。資料のページ数で1ページにあります、景況判断は、全産業の現状判断は「下降」超、7-9月期は「下降」超幅が拡大する見通しです。3ページにあります、雇用状況について、全産業で「不足気味」超とあります。5ページにあります、売上高は、7年度は增收見込みとありますが、その下、経常利益について、7年度は減益見込みとされております。

資料 9、10は(株)帝国データバンク様から本審議会内のみでの資料として使用許可いただきました倒産情報です。例年同様、本審議会の議事についてHPに公開する際には、非公開する扱いとさせていただくことを御了承願います。県内の今年上半期の倒産状況は2期連続して前期比増加しましたが、50億円以上の大型倒産は発生していません。7月は負債件数前月比・前年同月比減少しましたが、負債総額は2か月連続で前月比増加も、前年同月比では半減しております。

資料 11は、8月1日に当静岡労働局が発表いたしました、「静岡県内の最近の雇用情勢」令和7年6月分です。雇用情勢の概況に、県内の雇用情勢は、改善の動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。としてあります。有効求人倍率は、前月より0.01ポイント下回り、1.07倍でしたが、53か月連続で1倍台をキープしております。

資料 12から15につきましては、この後の議事に沿って御説明させていただきますので、ここでは割愛いたします。

また、前回の第396回審議会において丸山委員から御質問いただきました、第396回審議会資料 15「令和7年度新規学卒者初任給情報」の、収集の事業場数についてです。静岡労働局の担当部署に確認しましたところ、当該情報は令和7年3月卒業の学卒者の雇用保険被保険者資格取得届をシステムから収集したものですが、労働者数は確認できるものの、事業場数としては確認できないとのことでした。ちなみに、集計の労働者数は11,033人、ほぼ正社員としての雇用形態の集計数です。

これら集計については、非公開の情報ですので、口頭での回答とさせていただきましたこと、御了解いただけますと幸いです。

以上で目安額伝達と資料の説明を終わらせていただきます。

**公益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。

これまでの資料の説明で何か御質問はありますでしょうか。

各委員、発言なし

よろしいでしょうか。

今事務局から説明があったように、中央最低賃金審議会から本年度の地域別最低賃金額改定の目安が示され、今後、金額審議に入っていくことになりますが、目安額への受け止めなど、今年度の審議についての各側委員のお考えについて御発言いただきたいと思います。

まず、労働者側委員からお願いします。

**労働者代表委員（平野委員）**

今年の地賃に対する労側としてのスタンスを平野より代表して述べさせていただきたいと思います。

まず、今年の春季生活闘争においても、昨年に引き続き生活の安心安定を図るため、高い水準での交渉が行われ、労使が建設的な議論を重ねた結果、33年ぶりに5%台となった昨年を上回る成果を得ることができました。

静岡県では、昨年の賃上げ率、全体の平均が4.6%であったのに対し、今年は5.38%と大きく上昇しています。しかしながら、これらの成果はあくまでも労働組合の存在する組織化された会社の結果です。組合のないところや、最低賃金近傍で働く方々との賃金格差は依然として拡大しています。

静岡県内で、すべての働く人が人間らしく暮らせる社会の実現を目指すためには、最低賃金の大幅な引き上げが重要です。物価高騰が続く中、最低賃金は生活の安定が図れる水準まで引き上げることが必要であると考えます。

また、静岡県は、両隣にAランクの愛知県と神奈川県を抱える地域であり、地域間格差の是正も重要な課題です。現時点で愛知県との差は43円、神奈川県との差は128円に達しており、県内外の働き手が静岡県に魅力を感じられるようにするためにも、目安以上の引き上げが求められます。賃上げ率が高い今こそ、地域間格差を埋める絶好のタイミングではないかと考えております。

今年の審議会においては、これまで述べた内容を総合的に踏まえて中賃目安額の63円に対して、更なる上乗せができるよう建設的な議論をお願い申し上げます。

**公益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。労側で何か補足などありますか。

よろしいですか。

それでは、次に使用者側委員から御発言をお願いします。

### 使用者代表委員（鈴木委員）

先ほど、会長の方から、外が暑い、ヒートアップしているというお話がありましたが、今回の目安は、相当ヒートアップした数字だと理解しております。しかし、審議の方は、クールダウン、冷静な審議をしていきたいと思っております。

初めに、報道によりますと、今回の中賃の審議については、政府など、外からの声が大きかったと聞きました。また、事務局から毎回、このような分厚い資料、エビデンスを用意してもらっており、感謝しております。何を言いたいかといいますと、これら資料の数字を見ると、6%以上の引き上げは考えられないなど感じたことを、まず最初に申し上げます。

中賃が44年ぶりの7回にわたる審議をし、当県については、63円、6%以上の引き上げ率の目安が出ましたが、実感としましては、昨年に引き続き、消費者物価指数の上昇による生活費重視の結果がこのような数字となったと考えられます。

毎回申し上げてますが、賃上げの必要性は否定するものではありません。十分理解しているつもりです。ただ、その上昇率、スピード感については、驚かざるを得ない、ヒートアップし過ぎであるというのが、我々経営者の実感です。

従来どおり、我々としましては、データに基づく明確な根拠による審議が必要であると考えております。物価上昇への声が強いということで、ビデオメッセージでも言われていました。また、資料の中でも説明がありました。ここ数年の物価は確かに高いと実感していますが、内容を分析してみると、輸入のインフレによるもの、米価の影響によるものなど、一部の跳ね上がる要因があるということではないでしょうか。先日、日銀支店長会で総裁がおっしゃっていたように、現在の物価の基調的物価は、基調的物価とは、本来の経済活動による需要供給による物価という意味だと思いますが、基調的物価はいまだ2%に達していないというコメントがありました。それが、日銀が今回利上げをしなかった大きな理由であるとあげています。

資料でいつも使っています改定状況調査第4表の賃金上昇率、それから春闘の賃上げ実態、春闘の賃上げにつきましては、労側も御存じのとおり、大企業は5%を超えて順調な数字、中小の方は6%台の目標に対し、4%台に収まっているのが事実だと思いますが、この2つに加え、いろいろな賃金動静、企業の賃金支払い能力も物価と同じ比重で考慮していくかないと我々側は苦しいなと思っています。

特に価格転嫁とよく言われますが、これもまだ道半ばです。生産性の重要性については、中小企業も十分理解はしているが、なかなか追いついていけない中小、零細企業がかなりいらっしゃるというのが現状です。

労働分配率の高位推移など、統計には表れておりませんが、今後どれだけの影響が出る

のか。また、国際状況が大混乱、関税のことも含めて経済環境が激変する中で、どうしても、中小、下請け企業は経営に対するハンドリングが難しくなっています。将来のことを考えると厳しいなど考えてあります。

ビデオの中で注目したのは、藤村会長から、賃金改定状況調査第4表の賃金上昇率が、企業における支払い能力を反映したものだという言及がありました。4表のBランクの改定率が2%半ばから3%半ばになったわけですが、この点について、しっかり言及されているというのは、個人的には異例なことと感じました。我々は、この点を十分重視して議論をしていきたいと思っております。4表の2%半ばから3%半ばという数字は、かなり低い数字と思われるかもしれません、組合のない中小、小規模企業の実態を反映したものなのだと思います。大企業は5%台、中小は4%台だと、春闘結果はなっていますが、実態はもっと違うのかと思っています。

また、最近の流れとして、最低賃金を上げて、一般の賃金も上げようという流れにここ数年なっているように感じますが、その考え方はおかしいのではないかでしょうか。あくまでも、最低賃金は、セーフティーネットとか、その領域の話のはずです。一般の賃金になかなか追いつかないから、最低賃金を底上げしていこうというのが、実際のやり方だと思うのですが、今は、最低賃金をできるだけ上げてしまって、とにかく全体の賃金を押し上げようというような、変な意気込みというか、逆回転で起こっているような感じだと、個人的に思っています。

ともかく、今後、生産性を上げて、賃金を上げる好循環を実現するためにも、引き続き3要素を平等に考慮しまして、中小・零細企業も対応できる範囲での引き上げということに重点をおいて、議論を進めていきたいと考えています。

様々なデータ、指標を参考にし、かつ当県の実態を反映した金額になるよう審議を進めていきたいと考えています。

繰り返しになりますが、小幅でも、息の長い賃上げが理想であって、目前の急激な賃上げが、未来永劫続くわけがありませんので、クールダウンした議論、なだらかな賃上げが将来ずっと続くということが、本来の経済活動の道筋ではないでしょうか。それらを頭に入れながら審議をしていきたいと考えております。

### **公益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。使側で補足などありますか。

### **使用者代表委員（梶本委員）**

実態をお話します。価格転嫁について、わが社は40社の下請けをしていますが、100%上げてくれる会社は1つもありません。原料費は100%上げてくれるところが多いですが、加工費は上げてくれません。この加工費の中には労働分配率が示しているように、人件費が多くを占めます。

静岡県は小規模事業者が多いです。そういう人たちがこれだけ上げると食べられなくな

ってきています。そうすると、もうやめようかと思う経営者や、倒産する会社が増え、中小企業に勤める労働者の生活が脅かされることになります。価格転嫁ができていれば、今回のような引き上げ額も仕方ないのかもしれません、出来ていません。出来ていない以上は、企業が倒産する可能性が高くなります。もちろん経営者の責任もありますから、上げることが悪いと言っているわけではありません。でも、実際問題、自動車産業を見ても、大企業でも業界3位と4位では、状況が全く違う、大企業でも差がついてきています。

大幅な賃上げは、経営者の努力も必要ですが、倒産件数が増えて路頭に迷う人が増えるということが推測されるので、その点を十分考慮すべきだと思います。

以前は、ワーキングプアで年収200万以下の人の救うという話を労働者側は言ってきましたが、原点をそこに戻していただきたいと思っています。

ゆるやかな引き上げは当然のことです。それについて、何も言うことはないのですが、最近のあまりに急激な上昇は、中小企業がついていけるか、無理に上げて倒産か、それでも仕方ないと政府が言うなら仕方ないですけどもね。

### **公益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。ほかにございますか。

ただ今、労使それぞれの委員から基本的なお考えをお話しいただきました。

今後の審議は、今回の目安額を参考としつつ、各種統計資料を十分参考にしながら労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して行っていただくことになりますので、各委員の皆様の御協力をよろしくお願いします。

続いて「議事2」に移ります。

静岡県最低賃金の改正について、関係労使の意見聴取の公示を行ったところ意見が提出されたということですので、事務局から報告してください。

### **事務局（佐藤賃金指導官）**

それでは報告いたします。

資料12を御覧ください。最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、令和7年7月18日に、静岡県最低賃金の改正決定について関係労使の意見聴取の公示を行ったところ、意見の提出期限とした8月8日までに、使用者側として1団体と1法人様から、労働者側として18団体から意見が提出されました。資料12には、提出日付順の意見提出状況と提出された意見書の写しを添付しております。

委員の皆様には意見内容を御確認いただきたいと思いますが、20件すべてを紹介するには時間を要しますので、この場では意見の要旨について御説明申し上げます。

今回提出された意見の要旨は以上のとおりです。

まずは、使用者様からの御意見です。

1件目は、資料No12の項目番号1、ページにしますと1・2ページにあります、使用者団体である商業組合静岡県タクシー協会様です。

タクシー事業者の殆どは中小零細企業であり、賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となるが、運賃は国による許認可制であり、自主的に運賃額を決めることはできず、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難なところ、コロナ禍、燃料費高騰、物価高の影響は甚大で、今後も厳しい経営が続く。

急激な最賃引き上げは、運賃収入が経常収入の大半である中小零細タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎる。

金額審議にあたっては、最賃法に定める通常の事業の支払い能力も考慮して、慎重に審議していただきたい

とされております。

2件目は、項目番号3、ページにしますと5ページ目にあります、有限会社マックスという会社様です。

文面だけでは不明な点が多かったため、電話で直接確認もしましたが、

輸送機器製造の二次下請けとして事業をしているものの、一次下請けが、電気代、燃料代、人件費上昇分の価格転嫁に応じてもらえず、現在でも休業・廃業の危機にさらされており、最低賃金の大幅に引上がるとより一層困難な状況となるとのことでした。なお、黒塗りの箇所は個別の企業名が記載されておりましたが、マックス様に電話で確認した際に、非公開をお望みでしたので、黒塗りとさせていただきました。続きましては、18の労働者団体様からの御意見です。

項目番号2と4から20、ページにしますと3・4ページ、6ページ目以降すべてとなります。

各団体様からの御意見を一つひとつ御紹介するには時間を要しますので、意見の要旨を御説明します。

主な御意見は、「一刻も早く乃至はいいますぐ最低賃金額を1,500円以上又は2,000円を目指した引上げ」とすること、です。

その理由は、団体様ごとで多岐に渡りますが、要約しますと、

郵政や生活協同組合ユーコープ所属の非正規雇用者の時給は、同じ仕事をしていても、地域ごとで賃金格差がある。また、金融産業では、窓口など基幹業務の殆どが非正規雇用労働者に支えられているが、IT化の加速により仕事内容が複雑に、求められる責任も正社員と何ら変わらず重くなっているものの、正社員とは金銭面で大きな格差がある。異常な物価高騰が続く中、時間給で働く非正規労働者にとって生活を維持していくことが困難。また、全国各地の生計費がほぼ変わらない中、同じ仕事をしても、働く地域によって格差が生じることは納得できない。

政府が掲げた2020年代に全国平均1,500円を達成するためには、毎年7%程度の引き上げが必要

現行の静岡県最低賃金額で、一日7.75時間、月20日勤務しても年収192万円程度であり、年収200万円以下のワーキングプアの状態、静岡県評が実施した「最低生計

費試算調査」によると、25歳単身者で、時間額1,900円以上必要との結果が出ている。審議を行う際には、「標準生計費」ではなく、「最低生計費」を用い「8時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をお願いしたい。なお、フルタイムで働いても生活保護基準を下回るケースが見られる。

静岡県内のタクシー労働者の平均年収は、全産業計の男性労働者よりも210万円近く、最低賃金引上げが直接の賃金アップにつながる大変重要で切実な問題。隣県との格差是正も必要。現在の最低賃金では生活を維持することができず、2020年以降、タクシー運転者の離職が県内でも急速に進み、このままで事業が維持できなくなってしまう。タクシー経営者団体は、厳しい経営環境のため引上げは慎重にと主張するが、最低賃金を低く留め置くことは、むしろタクシー事業の健全な発展を失わせることにつながる。タクシー事業の規制緩和による経営環境の悪化が判明した際に、過当競争の最後の歯止めとなり、見直しの声が起こったきっかけとなったのが最低賃金。最低賃金が低すぎることは、生産性向上という企業努力を経営者に怠らせ、逆に、最低賃金を引き上げることは、生産性向上の企業努力を経営者に促すことになる。

大幅な最低賃金の引き上げと隣県との格差是正によって、疲弊する地域経済の再生が図られる。また、労働者の賃金上昇が、生産性向上を促し消費も拡大する。

昨今の雇用情勢は人手不足が顕著であり、労働力確保のために全体の賃金相場は引きあがっているが、静岡県は神奈川・愛知に比べ最低賃金が大幅に低く、賃金全体も引きあがっておらず、結果、県境では件を超えて就労する状況が発生しているが、ここ10年改善されていない。

目安に縛られることなく、県民の生活実態に鑑み、目安額以上の引き上げを行うことを求める。

女性たちは、社会や職場・家庭で大きな役割を担い、シングルマザーや高齢者をはじめ女性の貧困は深刻さを増している。女性労働者の半分が非正規であり、最賃を大幅に引き上げることは命綱となる。

というものでした。また、それ以外に、御意見のあったものとしては、

**最低賃金改定審議において、生計費は議論が尽くされておらず、事業支払い能力に重きが置かれていることは大きな問題**

政府として最低賃金引き上げを掲げるのであれば、中小企業への支援は、政府目標達成の肝となるため、価格転嫁、社会保険料減免や賃金引き上げ分の直接補助など中小・小規模事業者支援を国に求める

**最低賃金を全国一律制とすること**

**意見陳述を実施すること、審議すべてを公開すること、答申への答申額とその根拠を明記すること**

との意見がございました。なお、意見陳述の実施と審議会の公開については、資料No15、令和7年8月8日付けで静岡県労働組評議会・静岡県労働組合共闘会議から也要請書が提

出されております。

**公益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。

今の報告について、委員の皆様から何か御意見等ございますか。

各委員、発言なし

毎年、こうした貴重な意見をいただき、私共も真摯にこれらを読んで検討させていただいた上で議論に臨んでおります。金額審議の中でこれらの御意見に留意しながら議論していきたいと存じます。

次に、「議事3」の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。

申し出の状況等を事務局から説明してください。

**事務局（藤原賃金室長）**

では、特定最低賃金改正決定の必要性についての資料ですが、「資料 14」を御覧ください。

現在静岡県においては、静岡県最低賃金額を下回ったものを含めて6件の特定最低賃金が設定されておりますが、この資料のとおり、このうち3件の産業について特定最低賃金の改正の申し出がありました。表中、件名とありますのは、申し出のあった特定最低賃金の件名です。件名の下に「適用される業種の範囲」を、日本標準産業分類上の表記で示しております。その欄の右には申出年月日と申出者の記載があり、更にその右欄には「申出ケース」を記載しております。申出ケースは2種類あり、労働条件向上の観点から申出が行われる「労働協約ケース」、事業の公正競争確保の観点から申出が行われる「公正競争ケース」のふたつとなります。

申し出のあった3の特定最賃については、

「静岡県鉄鋼・非鉄金属製造業最低賃金」についてが「公正競争ケース」

「静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金」「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の2件が「労働協約ケース」

となっております。

さらに右の欄に参りまして、「a 適用対象労働者数」とございます。これは「特定最低賃金」が適用される労働者数となり、これは該当する産業の総労働者数から、「参考」欄に記載している、特定最低賃金が除外となる労働者数を引いた数となっています。また、「b 労働協約の合意労働者数又は適用労働者数」というのは、「労働協約ケース」の場合は「賃金の最低額を定める労働協約の適用を受ける労働者の数」であり、「公正競争ケース」では、「改正の申し出に合意した労働者数」となっております。そして、「b/a(率)」

の欄は、「適用対象労働者数」のうち「労働協約の合意労働者数又は適用労働者数」の割合を示すものであり、この割合が「概ね3分の1以上」の数字であれば、申出要件に該当ということになります。御覧いただいているとおり、3件いずれも、改正の申出の要件である「3分の1以上」を満たしていましたので、申出を受理したものでございます。

以上により、本日、法令の規定に則り、改正決定の必要性の有無について諮詢させていただきます。

**公益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。

ただ今の内容について何か御質問ございますか。

**使用者代表委員（梶本委員）**

すみません。質問ではなく、先ほどの意見に対しての発言なのですが。

今まで、愛知と神奈川について、東海道でのお話がされてきましたけれども、最近は、山梨と中部横断道でつながり、また、長野や岐阜などとも道路が整備されて往来が増えてきていますが、最低賃金が静岡の方が高いからと、人が流れるという状況にはなっていないと思います。愛知と神奈川のことばかりお話が出ますが、賃金だけで本当に人が流れるのかという点は、非常に疑問に思っています。

そこに、受け皿、魅力ある企業が静岡はない、特に女性にとって働く企業が静岡はないから、人が流れるというのが、賃金よりも多いと思っています。そのへんを勘違いしないでいただきたいと思っています。最低賃金の影響は低いと思います。なぜなら、実際、長野や山梨から人が流れてきていませんね。長野などは、精密機械など、魅力ある企業が多いですからね。ですので、愛知と神奈川より静岡の最低賃金が低いからという意見は違うのではないかでしょうか。静岡から人が流れるのは、受け皿がないから、特に女性については、それが大きな理由でしょう。魅力ある企業を呼び込むことが解決策だらうと私は考えます。

**公益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

それでは、諮詢をお願いいたします。

**諮詢文を会長に手交（局長）**

各委員、傍聴人に写しを配付

諮詢文は行き渡りましたか。

それでは事務局の方で諮詢文を読み上げてください。

### **事務局（佐藤賃金指導官）**

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

### **諮問文を読み上げ**

### **公益代表委員（畠会長）**

ただ今、局長より諮問文をいただきましたので、今後、改正決定の必要性の有無についての審議に入っていくことになります。まず、労使双方から、今回の申し出についての基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

まず、労側からお願ひします。

### **労働者代表委員（丸山委員）**

地域別最賃は、県全体の労働者のセイフティーネットとして、これから審議が始まります。特定最賃は、当該産業の賃金水準を他の産業より高い水準にすることで、当該産業の魅力を高め、人手不足等の手段として大きな意義を持つものになっています。地域別最低賃金が、ここ数年大きく引き上げられる中での議論となりますので、厳しい状況があるのは理解しています。しかし、当該産業、この3つの産業は、静岡県においてもまた国においても、重要な基幹産業であるということは、過去からこの場で、使用者側の皆様にもお言葉をいただいている。ぜひ、地賃に対する追随性と優位性をもって、産業の発展に繋げていきたいという思いがありますので、特定最低賃金が必要だと労働者側は考えています。ぜひ必要性ありをいただいて、当該産業の労使で引き上げの議論をさせていただきたないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

労側からは以上です。

### **益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。その他、労側から何かありますでしょうか。

### **労働者代表委員（内山委員）**

今、丸山委員から発言があったとおりですが、春闘の成果として、資料番号14の一覧表を御覧いただきますと、労働協約の最低額が昨年に比べてずいぶん上回っている状況です。1,200円超、または1,200円近くまでいっていることを考慮いただき、同業で働いているものが誇りをもって働き、静岡県の産業の魅力を高め、基幹産業である、そして裾野の広いこれら3産業の魅力を高めていけるよう、ぜひ必要性ありのとして審議が行えるよう御協力を願いしたいと思います。

### **益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。

次に使用者側委員からお願ひします。

**使用者代表委員（鈴木委員）**

昨年と同じ回答となると思います。3業種について申し出があったということで、特定最賃は法律上、地賃より上の金額で設定しなければいけません。まだ、地賃の審議がどうなるか、当県の場合は始まったばかりです。この地賃のレベルがわからない段階で、必要性について言及するのは、難しいという、昨年と同じ回答になります。

労側からお話があったように、3業種の重要性は認めていればこそ、昨年まで回を重ねてきました。一時的に地賃を下回ってもまた上げてとしてきた。電機については、これが3回目、はん用も前回1回下回りました。そういうことが続いている状況です。

毎回言っていることですが、産業の優位性とか地賃に対する優位性、地賃に対する追随可能性などを検討する必要があります。さきほど、内山さんからお話があったように、協約の最低額がかなり上がりましたね。昨年までは、何だったのかというほど。連続性がないと、そのために無理矢理上げて、なんとか残そうということなのか、そういうことが見え隠れしているように感じてしまいます。確かに上がっていることは、必要性ありということにはなるとは思うのですが、3業種それぞれ、単一の業種ではなくて、それぞれいくつかの業種が含まれていて、例えば。私が部会に出ていた電機の場合では、白物家電と電子媒体のところが同じレベルで話をしていいのかなとか、それぞれ課題があると思っています。そういうところを加味して、必要性についてはじっくり考えていいかなといいと思っています。

いずれにしても、地賃が決まっていませんので、今の段階では、必要性に言及するのは難しいという昨年と同じ回答をさせていただきます。

**公益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

**使用者代表委員（梶本委員）**

丸山委員が言われたように、3業種は日本にとっても重要な産業であり、静岡県でもこれらの業種に従事する労働者は多いと思います。ですので、私はしっかり議論はしたいと考えています。しかし、大幅に引き上げて、会社が潰れて、一時的に労働者の賃金がゼロになる、そういうことでもいいのかという点についても、ぜひ議論してみたいと考えています。緩やかに上げることは当然だとは思いますが。私、個人としては、ぜひ議論をして、3業種で働く人たちは人数が多いから、大切な議論になるのではと思っています。

**公益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

#### **使用者代表委員（藤田委員）**

特定最賃を含め、静岡の最低賃金全体への意見です。

先ほど、梶本委員がおっしゃったように、価格転嫁が100%できているわけではないということです。賃金の上昇分を価格転嫁するということだけではなく、原材料費の高騰、外注費など諸々の諸経費の高騰などがあこっています。

労働者30人規模、年商数億の会社がどれくらいの純利益を出せているか想像してみてください。今回、地賃の目安63円どおり上げました、特賃も同じように上げましたということになりますと、30人規模の会社ですと人件費だけで360万円の純利益がなくなってしまう、なおかつ原材料費も上がり、諸経費も上がるという中で、500～600万円の純利益がとんでもあります。30人規模の会社が出している純利益がどれくらいか御存じでしょうか。大企業の方はわからないかもしれません。コロナで引き上げのなかった年を除いて過去5年間で、最賃が引き上げられた額でざっくり計算すると1,000万円の純利益を下げる影響が出ています。ほかの原材料費の高騰を合わせると2,000万円ほどの純利益がなくなる。でも、そもそも2,000万円なんて純利益は出せません。そうすると、どうするのか、経営者の給料を減らす、経費を削る、会合へ出るのをやめる、等々、自分たちの体力を削る、消耗戦に突入しています。

経営努力をしろ、IT化進めろ、などと言われるかもしれません。そういうもの、非常にお高いです。30人規模の会社が導入できるものは、本当に少ないです。将来の投資として赤字覚悟で進めています。初期投資も年間のランニングコストなど更なる経費がかかります。でも、やらざるを得ないです。親会社が導入するので、下請けもやらざるを得ないという場合もあります。経営者の皆様は、経営努力をして、賃金を上げるのですよ、と言われる。価格転嫁もしてくださいねとも。でも残念ながら、例えば、公共工事が不成立になったという話を聞いたことがあると思いますが、そんな価格ではとても受けられないというものが多く、公共工事ですら、不成立がしそうあるという状況です。これが現実なのに、価格転嫁など、皆様出来ているのでしょうか。それが現状だということです。数百人労働者がいるような会社ではなく、数十人の会社、5人以下の会社が非常に多いです。そのような会社で、DX、ChatGTPなど、どうやって導入するのでしょうか。そういったところの現実を踏まえて議論を行っていただきたいと思います。

#### **公益代表委員（畠会長）**

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ただ今、労使各側から、申し出に対する基本的考え方について御発言をいただきました。双方とも、それぞれ持ち帰って検討する時間も必要ですから、次回審議会で引き続き

審議し、結論を出したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

最後の「議事 4 その他」ですが、各委員の皆様から何かありますか。

各委員、発言なし

よろしいですか。

事務局の方から何かありますでしょうか。

#### **事務局（佐藤賃金指導官）**

2点ございます。

1点目、静岡県最低賃金専門部会委員についてお伝えいたします。

静岡県最低賃金専門部会委員につきましては、最低賃金法令に基づき、令和 7 年 7 月 18 日付で労働者代表と使用者代表委員の候補者の推薦に関する公示を行いました。公益委員については労働局長からの依頼、労働者代表と使用者代表委員については、この公示に対して提出があった候補者の推薦に基づき、資料 13 のとおり、本日、令和 7 年 8 月 12 日付で専門部会委員を任命させていただきました。選任された委員の皆様につきましては、今後開催する専門部会での御審議よろしくお願ひ申し上げます。

続いて 2 点目ですが、今後行われます静岡県最低賃金専門部会と本審の日程についてです。まず、第 1 回専門部会につきましては、当初予定では、本日、本審議会終了後の午後 3 時 30 分から、この会場においてと御案内しておりますが、本審が非常にスムーズに進行しましたので、若干開始時刻を早めて専門部会を行いたいと思います。

開始時刻は 3 時 15 分からとさせていただきたいと思います。

また、第 398 回本審につきましては、8 月 26 日午後 3 時から、静岡中央ビル大会議室において開催いたします。

以上でございます。

#### **公益代表委員（畠会長）**

他に特にないようでしたら、今回はこれで終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。